平成２５年（フ）第３４２号
宮崎市学園木花台桜１丁目10番地６　パレス木花台Ｃ棟203号、前住所宮崎市青島１丁目９番16号
債務者　宮川かおり
1　決定年月日時　平成26年１月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤日出夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１１号
宮崎市清武町正手２丁目23番地３　アーバンビレッジ清武306号
債務者　長友　龍治
1　決定年月日時　平成26年１月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八重尾　龍
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月18日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２０２号
佐賀県佐賀市鍋島６丁目１番20号
債務者　石橋　庸子
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤﨑　純一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月24日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３６１号
佐賀県佐賀市若宮１丁目16番27―311号　プレミアム若宮
債務者　びすとろ大石こと　大石　勇人
1　決定年月日時　平成26年１月24日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　甘利太希裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月24日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第９号
大分市坂ノ市南３丁目６番29号　アルカディア新開105
債務者　平間　寛司
1　決定年月日時　平成26年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月23日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１５６号
北海道苫小牧市山手町２丁目９番１―413号
債務者　箱崎　和枝
1　決定年月日時　平成26年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第３４７号
盛岡市乙部22地割１番地21
債務者　佐々木富男
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第３４８号
盛岡市乙部22地割１番地21
債務者　佐々木睦子
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２号
宮城県本吉郡南三陸町志津川字助作１―１志津川中学校仮設住宅17―４、住民票上の住所宮城県本吉郡南三陸町志津川字清水浜22番地
債務者　佐藤ラケルこと　サトウ　ラケル　シン
1　決定年月日時　平成26年１月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２５年（フ）第２７８号
茨城県つくば市要141番地１　ファミーユⅠ202号、住民票上の住所茨城県つくば市前野1775番地４
債務者　市村　　淳
1　決定年月日時　平成26年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第５号
茨城県石岡市柿岡1547番地３
債務者　齊藤　　明
1　決定年月日時　平成26年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２７０号
茨城県古河市大和田2157番地４
債務者　山中　久一
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２７６号
茨城県坂東市猫実159番地５
債務者　初見加津代（旧姓逆井）
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２７７号
茨城県古河市東牛谷180番地６　南ハイツ201
債務者　草間　佳美（旧姓中村・旧々姓佐藤）
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２８２号
茨城県古河市幸町７番４号
債務者　石川　和男
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２８６号
茨城県古河市中田1098番地１　ＴＩＫマンション101号室
債務者　五月女由美
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２８８号
茨城県結城市新福寺２丁目13番地２　伊東住宅東棟
債務者　廣瀬　力一
1　決定年月日時　平成26年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部